

スポーツパーク（令和元年10月1日以降使用分より適用）

| 施設区分 | | 使用区分 | 使用時間 | 使用料 | |
|--------|-------------|------------|-----------------|-----------|--------|
| 管理棟 | ミーティングルーム 1 | | | 1 時間までごとに | 150円 |
| | | 冷暖房施設 | | 1 時間までごとに | 100円 |
| | ミーティングルーム 2 | | | 1 時間までごとに | 150円 |
| | | 冷暖房施設 | | 1 時間までごとに | 100円 |
| | ミーティングルーム 3 | | | 1 時間までごとに | 150円 |
| | | 冷暖房施設 | | 1 時間までごとに | 100円 |
| | | 放送設備 | | 1 日 | 2,240円 |
| テニスコート | 屋内コート | 一般 | 1 面 | 1 時間までごとに | 810円 |
| | | 学生（高校・大学生） | 1 面 | 1 時間までごとに | 610円 |
| | 照明施設 | 全点灯 | 1 面 | 1 時間までごとに | 310円 |
| | | 半点灯 | 1 面 | 1 時間までごとに | 150円 |
| | 屋外コート | 一般 | 1 面 | 1 時間までごとに | 410円 |
| | | 学生（高校・大学生） | 1 面 | 1 時間までごとに | 310円 |
| | | 夜間照明施設 | 1 面 | 1 時間までごとに | 310円 |
| サッカー場 | 全面 | | 全日（9：00～17：00） | 12,220円 | |
| | | | 午前（9：00～12：00） | 6,110円 | |
| | | | 午後（12：00～17：00） | 7,130円 | |
| | | | 夜間（17：00～22：00） | 7,130円 | |
| | | | 1 時間までごとに | 2,550円 | |
| | | | 1 / 4 面 | 1 時間までごとに | 1,020円 |
| | 夜間照明施設 | | 全面 | 1 時間までごとに | 2,040円 |
| | | | 半面 | 1 時間までごとに | 1,020円 |
| | | | 1 / 4 面 | 1 時間までごとに | 510円 |
| | 器具 | 電源コンセント | | 1 口 | 1 日 |

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設、放送設備、照明施設、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下の者のテニスコートの使用料については、一般の使用料の半額とする。ただし、照明施設及び夜間照明施設を除く。
- 4 65歳以上の者のテニスコートの使用料については、学生（高校・大学生）の使用料を適用する。
- 5 サッカー場を営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用区分は、全面のみとする。
- 6 高校生以下又は65歳以上の者がサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 7 サッカー場を半面使用する場合は、全面使用する場合の使用料の半額とする。
- 8 アマチュアスポーツ以外でサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。